



福山市会計年度任用職員募集要項

福山市では、次に掲げる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員を募集します。

1 募集期間 随時。ただし、採用者が決定次第、募集を締め切ります。

2 選考試験 随時（申込書受付後に、連絡します。）

3 採用及び任用予定期間

2025年（令和7年）4月1日以降の採用の日から、2026年（令和8年）3月31日までとします（必要に応じて任期満了後に会計年度任用職員として再度の任用をすることがあります。）。

4 募集業務、採用予定人数及び募集要件

職務名	予定人数	募集要件
医務室業務職員	2人	保健師、臨床心理士、公認心理師又は精神保健福祉士の資格を持ち、メンタルヘルス対策を含む産業保健関連の業務に関心があり、パソコン操作ができる人

5 応募資格

上記4の表の募集要件を満たす人

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人は、応募できません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2) 福山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 外国籍の人でも受験できますが、在留資格において就労等が制限されている場合には、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ任用されません。

なお、試験に合格した際には、在留カード等の写しを提出していただきます。

6 主な業務内容及び勤務条件

(1) 業務内容 メンタルヘルス対策の企画立案・相談業務、職員の健康管理及び健康の保持増進に関する業務、その他配属された所属において必要と認める業務

(2) 勤務場所 総務局総務部人材育成課（医務室）

(3) 勤務時間 週30時間 月～金曜日の5日勤務
8時30分～17時15分のうち6時間

(4) 報酬額等 報酬額 月額173,600円（予定）

※このほか、地域手当に相当する報酬、通勤手当、期末手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は年間で報酬月額2.05月分、任期更新された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額2.5月分）、勤勉手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は年間で報酬月額1.365月分、任期更新された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額2.1月分）などの諸手当をそれぞれの条件によって支給します。（ただし、条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。）

(5) 休暇等 年次有給休暇、特別休暇、病気休暇などの制度があります。

(6) 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険の制度が適用されます。

7 申込書類（※提出された書類は、返却しません。）

所定の申込書（別紙様式）により申し込んでください。

免許、資格等の写しを申込書に添付してください。

○申込書の入手方法

- (1) インターネットで次のホームページアドレスにアクセスし、必要書類をA4用紙にプリントアウトして使用してください。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jinzai/324206.html>

- (2) 次の場所で配布しています。

総務局総務部人材育成課（市役所本庁舎5階）

8 申込受付

必要書類を総務局総務部人材育成課へ郵送又は持参してください。

○ 申込先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市総務局総務部人材育成課

※封筒の表に赤字で「会計年度任用職員申込み」と書いてください。

○ 持参の場合の受付時間

8時30分から17時15分まで（土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く。）

9 選考試験

- (1) 日 時 随時（申込受付後に、連絡します。）
(2) 試験内容 作文（50分）及び面接
(3) 会 場 福山市役所（福山市東桜町3番5号）（※受験者用の駐車場はありません。）
詳細は、申込受付後に連絡します。

※当日は、筆記用具（鉛筆及び消しゴム）を持参してください。

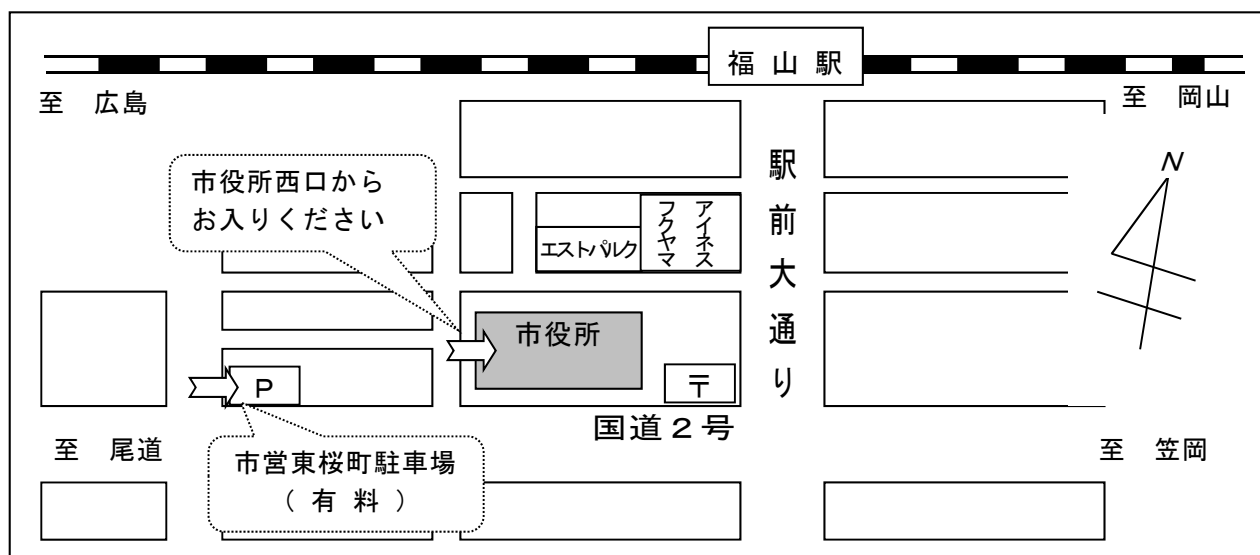
10 合格発表

受験者全員に結果を文書で通知します（なお、電話でのお問合せにはお答えできません。）。

試験会場案内

○福山市役所本庁舎へのアクセス

JR福山駅「ばら公園口」から南へ徒歩約10分



※受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

申込み・問合せ先

福山市総務局総務部人材育成課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話（084）928-1562